

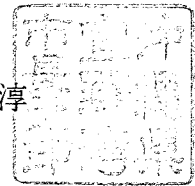


宜野湾市告示第 69 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定及び宜野湾市財務規則（昭和 57 年宜野湾市規則第 8 号）第 49 条の 3 第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

宜野湾市長 佐喜眞 淳



記

1. 指定納付受託者の名称及び住所

名 称： SB ペイメントサービス株式会社

住 所： 東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号

東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

2. 指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

3. 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

- (1) 証明書等発行手数料
- (2) 講習手数料
- (3) 郵便料金
- (4) 施設使用料